（和歌山大学名誉教授）　正七位　池田　芳次

正四位に叙する
小松　進　橘　正梭

従五位に叙する（各通）
宇野　賢一　小田　騰七
齋藤　康雄　高宮　昭司
釣谷　光春

正六位に叙する（各通）
犬飼　岩夫　大谷　文俊
菅井　祥博　田辺　久人
（財務事務官）
二階堂　眞

従六位に叙する（各通）
阿部　常次　岸田　善朗
齋藤　四郎　中島　清次

正七位に叙する（各通）
鳥山　泰二

従七位に叙する（以上五月三十一日）
（山形大学名誉教授）
塚原　初男

正四位に叙する（六月一日）
小野澤知之

正四位に叙する（六月五日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
田上　正

旭日双光章を授ける
池田　米藏　鈴木　孝之
日達　徳吉　平野　虎一

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十八日）
久保　忠一　新開國太郎
出師　誠　夏井　岩藏
村上　正三

旭日単光章を授ける（各通）（五月三十日）
田辺　久人

旭日双光章を授ける
金田　一雄　岸波　千尋
島　茂夫　古屋　常雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
加藤　嘉和　河村　卓
天兒　秀世　杉本　英雄
小林　茂雄　須賀　清之
寶田　敏明　永野　清司
山岸浅之介　牧野　正充

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　浩人

瑞宝単光章を授ける（以上五月二十八日）
小笠原　均　鈴木　祐助　土田　昭

瑞宝小綬章を授ける（各通）
内林　善一　押川　太洪　近藤　俊明
新郷新太郎　田中　健一　平戸　正智
藥師寺良男

瑞宝双光章を授ける（各通）
安齋　恭司　安藤　豊吉
遠藤　勝洋　小島　賢　宮島　則雄
（新潟県警部補）　和田　年直

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十九日）
阿曽　正二　工藤　貞重　小林　敬一
今　修　城倉　定廣　千葉　正弘
堤　正人　延里　亮輔　森山　滿夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
井手　正則　尾崎　巖　菅原源太郎
高畑　芳文　滝澤　孝平　田中　兼光

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十日）
小松　進　釣谷　光春

瑞宝小綬章を授ける（各通）
宇野　賢一　齋藤　康雄　菅井　祥博
高宮　昭司　橘　正梭
（財務事務官）　長尾　浩樹
松本　清信　吉原　榮治

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　常次　岸田　善朗　菅原喜左雄
辰尾　吉治　鳥山　泰二　中島　清次
和田　孝一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
（山形大学名誉教授）　塚原　初男

瑞宝中綬章を授ける
千田　傅　内藤　盛義

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月一日）
長野　清

瑞宝双光章を授ける（六月二日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年六月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

福島　依　兒玉　安彦　石戸　良治
石戸　雅子　武田　晃子　喜多村鈴枝
飯島　延浩　山崎　民男　大山　隆子
加藤　和子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年六月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

高野智惠子　山本　昌司　森田　恭生
小滝　敏郎　豊島　和子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

日比野　尚　坂口　功　島村昭治郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　政利　黒田　博久　堂本　真美

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

医療法人社団高邦会
阪和興業株式会社
しののめ信用金庫
東関東土地株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十七年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故横尾仁美遺族　横尾　秀範

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

公同の事務に勤勉したので、平成二十七年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故柴山富榮遺族　柴山　孝明
故笠崎明郎遺族　鈴木　五月

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

信任状捧呈式

七月一日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在サウジアラビア国特命全権大使アフマド・ユーヌス・アル・バッラークの信任状捧呈式を行われた。

七月一日午後三時、宮中において、新任本邦駐在タンザニア国特命全権大使バチルダ・サルハ・ブリアンの信任状捧呈式を行われた。

御見舞電報及び御答電

この度のチュニジア国における銃撃テロ事件につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スロバキア国大統領閣下
チュニジア国大統領閣下
ガボン国大統領閣下
スロベニア国大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、七月三日ベラルーシ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年七月六日

金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成27年6月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(1)第01498号	一般財団法人競馬共助会
東京都知事(3)第30759号	株式会社ハウス・デポ・パートナーズ